(2) 職員の初任給の状況(平成30年4月1日現在)

区	分	いの町	高知県	国
カルスニュル取が	大学卒	179,200円	181,900円	I種 192,700円 Ⅱ種 179,200円
一般行政職	短大卒	159,800円	_	_
	高校卒	147,100円	148,200円	147,100円
技能労務職	高校卒	140,400円	150,300円	144,500円
1又形力 伤帆	中学卒	_	137,100円	136,500円
医療職(一)	大学卒	246,400円	_	_
医療職(二)	大学卒	185,400円	_	_
	短三卒	174,200円	_	_
厉病啦/=\	短三卒	197,100円	_	_
医療職(三)	准看護師養成所卒	161,300円	_	_

(3) 職員の経験年齢別・学歴別平均給料月額の状況(平成30年4月1日現在)

区	分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
	大学卒	230,767円	341,988円	379,200円	1
一般行政職	短大卒	218,450円	327,450円	_	347,700円
	高校卒			354,250円	378,433円
技能労務職	短大卒	_	278,400円	_	_
1又形2刀 7为400	高校卒		278,567円	310,825円	329,500円
医療職(一)	大学卒			_	_
医療職(二)	大学卒	1	1	_	
	短大卒			_	
医倭啉(二)	短大卒	252,700円	313,450円	322,400円	_
医療職(三)	高校卒	_	<u> </u>	_	-

⁽注) 数値を記載していない欄は、該当者がいない、又は該当者が1名しかいないため記載していないものです。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 (平成30年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容		構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事及び技師又はこれに相当する職 (2級を除く。)	35人	19.3%	142,600円	247,100円
2級	主事及び技師又はこれに相当する職 (1級を除く。)	31人	17.1%	192,700円	303,800円
3級	主監及び技監並びに主任又はこれに相当する職(4級を除く。)係長又はこれに相当する職(4級を除く。)主幹及び技幹又はこれに相当する職	39人	21.6%	228,900円	349,600円
4級	課長補佐(5級を除く。)又は主監、技 監及び主任若しくはこれに相当する職 (3級を除く。)係長又はこれに相当 する職(3級を除く。)	28人	15.5%	262,000円	380,600円
5級	課長補佐(4級を除く。)又は副参事 及び技査若しくはこれに相当する職	27人	14.9%	288,000円	392,600円
6級	会計管理者、理事、課長、参事又はこ れに相当する職	21人	11.6%	318,500円	409,800円

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

	平成30年4月2日から		り町	国		
	成31年4月1日まで おける運用	管理 職員	一般 職員	特定管 理職員	一般 職員	
1	人事評価を実施した	0	0	0	0	
	標準に加え、上位及 び下位の区分も適用	0	0	0	0	
	標準に加え、 上位の区分も適用					
	標準に加え、 下位の区分も適用					
	標準の区分のみ 適用					
	人事評価を実施して いない					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

いの町	高知県	国	
1人当たり平均支給額 (29年度) 1,337千円	1人当たり平均支給額 (29年度) 1,570千円	_	
(29年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.80 月分 (1.45)月分 (0.85)月分	(29年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.55 月分 1.55 月分 (1.375)月分 (0.775)月分	(29年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.80 月分 (1.45)月分 (0.85)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等 による加算措置 ・役職加算 5%~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等 による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等 による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%	

⁽注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

一					
平成30年度中に	いの町		国		
おける運用	管理 職員	一般 職員	特定管 理職員	一般 職員	
イ 人事評価を実施した	0	0	0	0	
標準に加え、上位及び 下位の成績率も適用	0	0	0	0	
標準に加え、上位の 成績率も適用					
標準に加え、下位の 成績率も適用					
標準の成績率のみ 適用					
ロ 人事評価を実施して いない					

⁻(注) 1. いの町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

^{2.} 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。